

「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革に反対する意見書

野田内閣は、「税と社会保障の一体改革」で、国と市町村が責任を負う現行保育制度を改変する「子ども・子育て新システム」関連法案を今国会に提出し、成立させようとしています。

現行の保育制度は公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障と応能負担を制度の柱にしており、すべての子どもの保育を受ける権利を保障してきました。しかし、「子ども・子育て新システム」は児童福祉法24条に定められた市町村の保育実施義務をなくし、保育事業に企業参入を容認するだけでなく、最低基準の切り下げなど規制緩和により、保育の質の低下や保育料の上乗せ徴収など、子どもと保護者にさらなる負担を強いるものです。

子どもの貧困や子育ての困難がひろがるなかで、都市部では保育所の待機児が急増し、過疎地では保育の場の確保が問題になっています。今、必要なことは国と自治体の責任で、保育・子育て支援などの制度を拡充し、そのための十分な財源を確保することです。

国及び国会におかれては、子どもの権利を最優先に、地方自治体の実情を踏まえたうえで、国と地方自治体の責任のもとに保育制度の拡充をはかるよう、以下の事項について強く要望します。

記

- 1 市町村の保育実施責任をなくし、保育・子育てを産業化する「子ども・子育て新システム」関連法案は撤回すること。
- 2 市町村の保育実施義務を定めた児童福祉法第24条の「改正」はやめ、国及び市町村の公的責任を明確にし、児童福祉施策としての保育制度を後退させないこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月21日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣
文部科学大臣 総務大臣